

隠岐圏域 働き盛りの 健康づくりセミナー



日時

2019年**12月9日** (月)
14:30~16:00

会場

隠岐島文化会館 集会室

(隠岐の島町西町吉田の二二)

対象

事業所事業主・衛生管理者・従業員、各町村健康づくり推進協議会委員、商工会関係者、健康づくりに関心のある方 など

参加費
無料

講演

「肺がんにならないために、
これからできること (仮) 」

講師：隠岐広域連合立隠岐病院

副診療部長 宇野吾一 先生

申込み

裏面申込書により、FAXもしくは電話にてお申込みください
申込先：松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所
(TEL：08512-2-0195 FAX：08512-2-0211)

申込締切
11月29日

宛先：松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所
(FAX：08512-2-0211)

申込書 (添書不要)

事業所名	
連絡先 (電話番号)	
参加者氏名	

☆事業所の皆様へアンケートのお願い

貴事業所の状況等について、該当する項目に“○”を記入ください

1) 2020年4月1日から、改正健康増進法※によって義務づけられる受動喫煙防止対策に取り組んでいますか、または、今後取り組む予定はありますか。

(①を選択した場合は、a~cのうち該当するものに○を記入ください)

法律で義務づけられる受動喫煙防止対策に・・・

- ① 既に取り組んでいる
⇒ a：喫煙専用室を設置している
b：屋内禁煙としている
c：敷地内禁煙としている
- ② 2020年4月1日までに取り組む予定
- ③ 法律の内容を知らない

※2018年7月に成立した改正健康増進法によると、企業・工場・飲食店などは屋内禁煙が義務づけられます。
屋内に喫煙室を設けるための要件があります。法律の内容については、最寄りの保健所へご相談ください。

2) 島根県では、健康づくり・健康経営に取り組む事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として登録しています。この登録制度について知っていますか。

- ① 既に登録している
- ② 関心はあるが、登録していない
- ③ 関心がない

ご協力ありがとうございました。